

権利擁護に関する事例検討及び研修に係る補助金

対象となる事業と上限額

①権利擁護に関する事例 検討への弁護士派遣

(上限 5,500 円)

②成年後見制度の職員研 修

(上限 18,000 円)

(注) 実際にかかる謝金額は、依頼する弁護士によって異なりますので、直接弁護士にご確認ください。上記上限額を超える分は社会福祉法人でご負担ください。

補助金の対象となる経費

弁護士に対する謝金

松江市社会福祉法人連絡会

この事業は島根県社会福祉協議会の助成を受け、令和 7 年度予算の範囲において実施するものです。

補助申請

実施する 1 週間前までに様式 1 を事務局に提出してください。

事例検討

相続問題、近隣トラブル、多重債務、契約などの法律行為に関して、弁護士から助言をもらうための事例検討です。ご利用者本人ではなく、支援者が弁護士から助言をもらう事例検討です。

依頼方法

社会福祉法人から直接弁護士に依頼してください。

事務局

松江市ボランティアセンター
〒690-0852
島根県松江市千鳥町
70 番地 松江市総合福祉センター
☎0852 (27) 8388

実施の流れ

- ① 事例検討または職員研修会の企画立案（※1）
↓
- ② 弁護士への依頼・謝金の確認
↓
- ③ 様式 1 の作成
↓
- ④ 実施の 1 週間前までに様式 1 を事務局に提出（※2）
↓
- ⑤ 事務局から補助金交付の可否についてお知らせ
↓
- ⑥ 事務局から補助金を指定口座に入金
↓
- ⑦ 事例検討または職員研修会の実施
↓
- ⑧ 弁護士に謝金を支払い
↓
- ⑨ 様式 2 の作成
↓
- ⑩ 様式 2 と添付書類を事務局に提出

※1 予算状況については、①の際に事務局にお問い合わせいただくことも可能です。

※2 1 週間以内に緊急で事例検討を開催する場合は、①の際に事務局にご相談ください。